

沖縄海区漁業調整委員会指示2第2号

沖縄海区におけるイセエビ類及びセミエビ類の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月24日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 金城 明 律

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「イセエビ類」とは、十脚目イセエビ下目イセエビ科のカノコイセエビ（ネッタイイセエビを含む。）、アマミイセエビ、シマイセエビ、ゴシキエビ、ニシキエビ及びケブカイセエビをいう。
- (2) 「セミエビ類」とは、十脚目イセエビ下目セミエビ科のセミエビ及びコブセミエビをいう。

（採捕の制限）

第2 抱卵したセミエビ類を採捕してはならない。

（体長の制限）

第3 体長20センチメートル以下のイセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。

（採捕禁止期間）

第4 令和2年4月1日から同年7月31日までの間、イセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。

（試験研究等の適用除外）

第5 第2から第4までの規定は、次に掲げる場合において沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が行う採捕については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供する場合
- (2) 委員会が特に必要と認める場合

（承認申請）

第6 第5の承認を受けようとする者は、イセエビ類（セミエビ類）採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（承認証の交付）

第7 委員会は、第5若しくは第11の規定によりイセエビ類若しくはセミエビ類の採捕の承認をしたとき、又は第12の規定により申請があったときは、イセエビ類（セ

ミエビ類) 採捕承認証 (第2号様式。以下「承認証」という。) を交付する。

(承認証の携帯)

第8 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

(承認の条件)

第9 委員会は、第5又は第11の規定による承認をするに当たり、制限又は条件を付することができる。

(承認者の禁止事項)

第10 承認を受けた者は、承認証に記載された事項に違反して採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第11 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめイセエビ類 (セミエビ類) 採捕承認内容変更申請書 (第3号様式) を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第12 承認を受けた者が、承認証を亡失し、若しくは毀損し、又は承認を受けた者の住所に変更があったときは、遅滞なくイセエビ類 (セミエビ類) 採捕承認証再交付申請書 (第4号様式) を委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第13 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕の終了後遅滞なく、イセエビ類 (セミエビ類) 採捕報告書 (第5号様式) を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。